

様式第6

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事

(記名押印又は署名) _____

平成 年度私立高等学校等経常費助成費
補助金(一般補助)に係る実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)に係る事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額等

補助事業に要する経費 円

補助金交付決定額 円

2 内訳

学校等の区分	補助事業に要した経費	補助金交付決定額
高等学校 (全日制・定時制課程)	円	円
中等教育学校(前期課程)		
中等教育学校(後期課程)		
中学校		
小学校		
幼稚園		
高等学校 (広域以外の通信制課程)		
計		

(注) 国庫補助の対象となる学校等の区分について記入すること。

3 補助事業の完了年月日

平成 年 月 日

(実績報告書関係資料1)

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)に係る事業報告書
都道府県名 _____

- 1 事業の目的
- 2 事業の概要

学区等の区分	事業の名称	事業に要した経費		左の額を基礎とした場合の補助金額 (国庫補助単価 × E)	補助金交付決定額 C	B - C	学校数	当該年度の5月1日現在の児童数	
		総額 A (うち国庫補助相当額)	1人当たりの金額 (A/D)					実員 D	収容定員 (実員が収容定員に満たない学校にあつては実員 E)
高等学校 (全日制・定時制課程)		() 円	円	円	円		校	人	人
中等教育学校 (前期課程)		()							
中等教育学校 (後期課程)		()							
中学校		()							
小学校		()							
幼稚園		()							

高 等 学 校 (広域以外の通信制課程)	()										
計	()										

- (注) 1 この報告書には、国庫補助の対象とならない学校等の区分についても記入すること。
- 2 「事業の名称」の欄には、都道府県補助金の名称を記入すること。
- 3 「1人当たりの金額」の欄は、学校等の区分ごとにそれぞれ円未満の端数を切り捨てること。
- 4 「左の額を基礎とした場合の補助金額」の欄は、学校等の区分ごとにそれぞれ1,000円未満の端数を切り捨てること。
- 5 都道府県補助金の補助の対象とならない小学校等は除くこと。

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)に係る幼稚園の専任教員給与与費を含む
教育に必要な経常的経費に対する補助等調書

都道府県名

区分	幼稚園名	初めて補助金算定の基礎となった年度	助成法の期間を経過した日	学校法人認可年月日等		都道府県が当該幼稚園に対して行った補助の金額 [A]	都道府県の算定方法により算定した金額等状況				[A] 又は [B] のいずれか低い金額	
				認可年月日	学校法人名		(a)を12で除して得た金額 (b)	(b)に乘じて得た金額 (c)	年度の当初から学校法人とみなして算定した補助の金額 (a)	(a)を12で除して得た金額 (b)		(b)に乘じて得た金額 (c)
	1	年度	年月日	年月日	年月日	円	円	円	円	円	円	円
	2											
	3											
	小計(園数)											(X)
		(園数)										(Y)
		(園数)										(X + Y)
上記以外の幼稚園												
計												

(注)1 本調書は、都道府県が行った私立の幼稚園の専任教職員給与与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額の算定に当たって、助成法附則第2条第5項又は第6項の期間を経過した日後において学校法人によって設置されることとなった幼稚園がある場合で、当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の属する年度においてのみ作成すること。

2 「助成法の期間を経過した日」とは、助成法附則第2条第5項又は第6項の期間を経過した日をいう。

3 「認可年月日」とは、都道府県が当該幼稚園を学校法人が設置する幼稚園として認可した日をいう。

4 「都道府県が当該幼稚園に対して行った補助の金額」とは、都道府県が当該幼稚園に対して行う専任教職員給与与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。

5 「年度の当初から学校法人とみなして算定した補助の金額」とは、都道府県の算定方法により当該幼稚園が年度の当初から学校法人によって設置されることとなったものとみなして算定した専任教職員給与与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助の金額をいう。なお、補助の金額の算定内訳を記載した資料を添付すること。

6 「(a)を12で除して得た金額」については、円未満の端数を切り捨てること。

7 「(b)に乘ずる月数」とは、当該年度の当初から当該幼稚園が学校法人によって設置されることとなった日の前日の属する月までの月数を12から控除した月数をいう。